

# 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護契約書別紙（兼重要事項説明書）

令和6年8月1日 現在

## 1 事業の目的と運営方針

事業者は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画（以下、「施設サービス計画」といいます。）に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮していきます。事業者はユニット型を採用し、施設内を小グループ（10室（10名）以下）をひとつの生活単位（ユニット）として分けし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスとして、ユニットごとに専用の居住空間と専任の職員を配置することにより、入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営めるよう支援することをめざします。

事業者は、特別養護老人ホーム 長生共楽園（指定介護老人福祉施設サービスを提供する特別養護老人ホーム。以下、「本体施設」という。）のサテライト型居住施設として、本体施設、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、茂原市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

## 2 施設の概要

施設の名称	特別養護老人ホーム 第二 長生共楽園 ひめはる
施設の所在地	千葉県茂原市下永吉2, 667番地5
管理者名	施設長 和田 実佳
電話番号 (FAX番号)	0475-20-2288 0475-20-2287
事業の種類・利用定員	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (ユニット型・サテライト型居住施設) 29名
指定を受けた地域	千葉県茂原市
指定年月日	平成25年12月1日
事業者指定番号	千葉県茂原市 1291500054
(本体施設の概要)	
施設の名称	特別養護老人ホーム長生共楽園 (介護老人福祉施設)
施設の所在地	千葉県茂原市下永吉2, 812番地
事業者指定番号	千葉県 1271500066
電話番号	0475-22-1888
FAX番号	0475-24-2206

## 3 職員体制

職名 (法令職種)	配置員数		計	他の事業との 兼務状況	備考
	常勤	非常勤			
施設長 (管理者を兼務)	1名	—		○	(※1) (※2)
事務員	1名以上		1名以上	○	(※1)
生活相談員 介護支援専門員	2名以上		2名以上	○	(※1) (※2)
介護士 (介護職員)	8名以上		17名以上	—	ユニット リーダー含
	8名以上	1		○	(※1) ユニット リーダー含

看護師（看護職員）	2名以上		2名以上	○	(※1)
医師（嘱託医）			2名	○	(※1) (※2)
機能訓練指導員 （看護職員を再掲）	1名以上	1	○		(※1)
管理栄養士				—	(※3)
栄養士				—	(※3)
介護助手	1名以上	1	○		(※1)
看護助手	1名以上	1	○		(※1)

※他事業との兼務は、(※1) 併設（介護予防）短期入所生活介護事業 (※2) 本体施設および本体施設併設事業を示し、それぞれの兼務者がいることを示します。(※3) 食事サービスにかかる主たる調理は、本体施設で実施します。栄養士および食事提供に係る調理員は、本体施設職員となります。

#### 4 施設設備の概要

建物の概要			
構造			鉄骨造 2階建て
延べ床面積			2,441.93 m <sup>2</sup>
特別養護老人ホーム			1,842.095 m <sup>2</sup>
(介護予防) 短期入所生活介護 (※1)			599.835 m <sup>2</sup>
1階（1ユニット）(※1)			
山（やま） ユニット	居室（1人室）	9室	※うち特別室1室 ※3
	共同生活室	1室	
	台所	1室	
	談話コーナー	2室	
	介護材料室	1室	
	トイレ	3室	
	汚物処理室	1室	
浴室 (※2)		1室	特殊浴槽 2機
洗濯室 (※2)		1室	大型全自動洗濯脱水機・乾燥機
看護室 (※2)		1室	

2階（2ユニット）			
風（かぜ） ユニット	居室（1人室）	10室	※うち特別室1室 ※3
	共同生活室	1室	
	台所	1室	
	談話コーナー	2室	
	介護材料室	1室	
	トイレ	3室	
	汚物処理室	1室	
林（はやし） ユニット	居室（1人室）	10室	※3
	共同生活室	1室	
	台所	1室	
	談話コーナー	2室	
	介護材料室	1室	
	トイレ	3室	
	汚物処理室	1室	

浴室(※2)	1室	特殊浴槽2機
洗濯室(※2)	1室	大型全自動洗濯脱水機・乾燥機
看護室(※2)	1室	
その他		
事務室	1室	1階
相談室	1室	1階
イベントホール(面会室)	1室	2階
エレベーター	1基	—

- ※1 施設設備は、(介護予防)ユニット型短期入所生活介護事業と一部共用となります。
- ※2 浴室、洗濯室、看護室は、同階のユニットで共用になります。浴室の特殊浴槽は、それぞれ個別浴槽となります。なお、1階については、併設の(介護予防)ユニット型短期入所生活介護事業との共用になります。
- ※3 居室の標準設備：介護ベッド・寝具一式・ナースコール・洗面・エアコン・クローゼット・カーテン  
特別室に付加される設備：専用トイレ・専用家具・シャワールーム・テレビ

## 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスの内容

### ①施設サービス計画の立案

事業者は、次に定める事項を介護支援専門員に行わせます。入居者について解決すべき課題を把握し、入居者の意向を踏まえた上で、(ユニット型)指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービス(以下、「サービス」といいます。)の目標及びその達成時期、サービス内容、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ施設サービス計画を作成します。

### ②居室

居室は、全て個室です。特別な場合を除いて1居室1名の利用となります。居室は、一般の居室と特別室とに種別されます。入居時また入居後において、原則居室を選択することは出来ません。ただし、一般の居室と特別室の種別は、空室状況により選択することが出来ます。また、それぞれの種別内での選択は出来ません。なお、入居者の心身状況による居室の変更は、種別を問わず事業者からご相談させていただく場合があります。

### ③食事

栄養士の立てる献立表により、また医師の指示により栄養と入居者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。また食事は、できるだけ離床して、生活リズムに合わせて食べていただけるように配慮します。

(食事時間)

朝食 7:45～ 昼食 11:45～ 夕食 17:00～

### ④入浴

週に2回～3回入浴していただけます。ただし、入居者の体調等により、回数減又は清拭となる場合があります。寝たきり等で座位のとれない方は機械を用いての入浴も可能です。

### ⑤介護

施設サービス計画に沿った介護を行います。

- ・更衣、排泄、食事、入浴等の介助
- ・体位交換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等

### ⑥機能訓練

日常生活動作の維持又は向上を目標として、日頃の生活の中で実施します。

### ⑦生活相談

生活相談員をはじめ職員が、日常生活に関する事等の相談に応じます。

### ⑧健康管理

入居後、健康状態を把握するため、協力病院へ外来受診をいたします。また、原則毎週1回、看護室にて嘱託医による診察や健康相談サービスを受けることができます。毎月2回精神科医師の往診があり、診察や相談サービスを受けることができます。

- ・その他眼科医師、歯科医師の往診が受けられます。

- ・嘱託医、協力病院以外への定期的な外来受診は原則として、保証人等のご家族に実施していただきます。（介添えが必要な場合にはご相談ください。遠方の場合には費用がかかる場合があります。）

⑨理美容

毎月、理美容の機会を設けております。実費負担にてご利用いただけます。ご希望の方はお申し出ください。（料金は理美容事業者へ直接お支払いいただきます。）

⑩所持品の管理

居室のスペースに置くことのできない所持品を所定の倉庫にてお預かりします。ただし、預かることのできる所持品の種類や量に制限があります。（衣装ケース1個程度とします。）

⑪レクリエーション

年間を通して、施設内外の交流等を目的とした行事を行います。行事によっては、別途参加費がかかるものがございます。

⑫入居者の会（ひめはるの会）

入居者同士の親睦と自治の為の会です。会費は毎月500円です。

⑬社会生活上の便宜

行政機関に対する手続きが必要な場合において、入居者及び保証人等のご家族の状況によっては、代わりに行います。

6 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とします。

介護報酬告示の額は、以下の通りです。なお、事業者の表示する金額は介護保険の保険適を受ける料金です。1単位あたり10.27円で計算されます（※1）。

自己負担は原則として1割ですが、介護保険被保険者証に負担割合が記されている場合は、その負担割合が適用されます。ただし、利用者が新規または変更等により新たに介護保険負担割合証の交付を受けた場合は、事業者は介護保険負担割合証を確認し、記される有効期間内はその負担割合を適用します。

（※1）について

介護報酬は、1単位10円を基本としていますが、地域間に存在する格差を勘案し、1単位の単価に差を設けるための区分として地域区分が設定されています。地域区分は、地域別、サービス別に分けられています。事業者の設置される地域および区分は、次の通りです。

施設所在地	地域区分	サービスの種類	地域単価
千葉県 茂原市	6級地	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	10.27円

（1）基本料金（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）

介護区分	1日あたりの単位数	1日あたりの自己負担めやす		
		1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	682単位	700円	1,400円	2,101円
要介護2	753単位	773円	1,546円	2,319円
要介護3	828単位	850円	1,700円	2,551円
要介護4	901単位	925円	1,850円	2,775円
要介護5	971単位	997円	1,994円	2,991円

## (2) 加算料金等

	加算料金の名称		加算料金の額（自己負担分）			
			1日/回/月あたりの自己負担めやす			
			1割負担	2割負担	3割負担	
1	身体拘束廃止未実施減算	1日につき	基本単位数の▲10/100			
2	高齢者虐待防止措置未実施減算	1日につき	基本単位数の▲1/100			
3	業務継続計画未実施減算	1日につき	基本単位数の▲3/100			
4-1	外泊加算①	1日につき	246 単位	253 円	506 円	758 円
4-2	外泊加算②	1日につき	560 単位	576 円	1,151 円	1,776 円
5	初期加算（上限 30 日）	1日につき	30 単位	31 円	62 円	93 円
6-1	個別機能訓練加算（Ⅰ）	1日につき	12 単位	13 円	25 円	37 円
6-2	個別機能訓練加算（Ⅱ）	1月につき	20 単位	21 円	41 円	62 円
6-3	個別機能訓練加算（Ⅲ）	1月につき	20 単位	21 円	41 円	62 円
7-1	生活機能向上連携加算（Ⅰ）	1月につき	100 単位	103 円	206 円	309 円
7-2	生活機能向上連携加算（Ⅱ）	1月につき	200 単位	206 円	411 円	617 円
8	療養食加算	1食につき	6 単位	7 円	13 円	19 円
9	退所前訪問相談援助加算	1回につき	460 単位	473 円	945 円	1,418 円
10	退所後訪問相談援助加算	1回につき	460 単位	473 円	945 円	1,418 円
11	退所時相談援助加算	1回につき	400 単位	411 円	822 円	1,233 円
12	退所前連携加算	1回につき	500 単位	514 円	1,027 円	1,541 円
13-1	看護体制加算（Ⅰ）イ	1日につき	12 単位	13 円	25 円	37 円
13-2	看護体制加算（Ⅱ）イ	1日につき	23 単位	24 円	48 円	71 円
14	経口移行加算	1日につき	28 単位	29 円	58 円	87 円
15-1	経口維持加算（Ⅰ）	1月につき	400 単位	411 円	822 円	1,233 円
15-2	経口維持加算（Ⅱ）	1月につき	100 単位	103 円	206 円	309 円
16-1	看取り介護加算（Ⅰ）	1日につき	72 単位	74 円	148 円	222 円
16-2	看取り介護加算（Ⅰ）	1日につき	144 単位	148 円	296 円	444 円
16-3	看取り介護加算（Ⅰ）	1日につき	680 単位	699 円	1,397 円	2,095 円
16-4	看取り介護加算（Ⅰ）	1日につき	1,280 単位	1,315 円	2,629 円	3,944 円

17-1	看取り介護加算（Ⅱ）	1日につき	72 単位	74 円	148 円	222 円
17-2	看取り介護加算（Ⅱ）	1日につき	144 単位	148 円	296 円	444 円
17-3	看取り介護加算（Ⅱ）	1日につき	780 単位	801 円	1,602 円	2,403 円
17-4	看取り介護加算（Ⅱ）	1日につき	1,580 単位	1,623 円	3,246 円	4,862 円
18	在宅復帰支援機能加算	1日につき	10 単位	11 円	21 円	31 円
19	精神科医師定期的療養指導加算	1日につき	5 単位	6 円	11 円	16 円
20	日常生活継続支援加算（Ⅱ）	1日につき	46 単位	48 円	95 円	142 円
21-1	口腔衛生管理加算（Ⅰ）	1月につき	90 単位	93 円	185 円	278 円
21-2	口腔衛生管理加算（Ⅱ）	1月につき	110 単位	113 円	226 円	339 円
22-1	夜勤職員配置加算（Ⅱ）イ	1日につき	46 単位	48 円	95 円	142 円
23	若年性認知症利用者受入加算	1日につき	120 単位	124 円	247 円	370 円
24-1	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1日につき	22 単位	23 円	45 円	68 円
24-2	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1日につき	18 単位	19 円	37 円	56 円
24-3	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	1日につき	6 単位	7 円	13 円	19 円
25	認知症行動・心理症状緊急対応加算	1日につき	200 単位	206 円	411 円	617 円
26	退所時栄養情報連携加算	1月につき	70 単位	71 円	143 円	215 円
27	再入所時栄養連携加算	1回につき	200 単位	206 円	411 円	617 円
28	栄養マネジメント強化加算	1日につき	11 単位	12 円	23 円	34 円
29-1	配置医師緊急時対応加算（早朝又は夜間）	1回につき	650 単位	668 円	1,335 円	2,003 円
29-2	配置医師緊急時対応加算（深夜）	1回につき	1,300 単位	1,336 円	2,671 円	4,006 円
29-3	配置医師緊急時対応加算 （通常の勤務時間以外）	1回につき	325 単位	333 円	667 円	1,001 円
30-1	協力医療機関連携加算 （要件を満たしている場合）	1月につき	100 単位	102 円	205 円	308 円
30-2	協力医療機関連携加算 （要件を満たしていない場合）	1月につき	5 単位	5 円	10 円	15 円
31-1	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	1月につき	10 単位	11 円	21 円	31 円
31-2	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	1月につき	5 単位	6 円	11 円	16 円
32	新興感染症等施設療養費	1日につき	240 単位	246 円	492 円	739 円
33-1	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	1月につき	3 単位	3 円	6 円	9 円
33-2	褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	1月につき	13 単位	14 円	27 円	40 円

34-1	排せつ支援加算（Ⅰ）	1月につき	10 単位	11 円	21 円	31 円	
34-2	排せつ支援加算（Ⅱ）	1月につき	15 単位	16 円	31 円	47 円	
34-3	排せつ支援加算（Ⅲ）	1月につき	20 単位	21 円	41 円	62 円	
35	管理栄養未実施減算	1日につき	▲14 単位	▲15 円	▲29 円	▲43 円	
36	自立支援促進加算	1月につき	280 単位	287 円	575 円	862 円	
37-1	科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	1月につき	40 単位	41 円	82 円	123 円	
37-2	科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	1月につき	50 単位	52 円	103 円	154 円	
38	安全対策体制加算	1回につき	20 単位	21 円	41 円	62 円	
39	安全管理体制未実施減算	1日につき	▲5 単位	▲6 円	▲11 円	▲16 円	
40-1	ADL 維持加算（Ⅰ）	1月につき	30 単位	31 円	62 円	93 円	
40-2	ADL 維持加算（Ⅱ）	1月につき	60 単位	62 円	124 円	185 円	
41-1	認知症専門ケア加算（Ⅰ）	1日につき	3 単位	3 円	6 円	9 円	
41-2	認知症専門ケア加算（Ⅱ）	1日につき	4 単位	5 円	9 円	13 円	
42-1	認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	1月につき	150 単位	154 円	308 円	462 円	
42-2	認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	1月につき	120 単位	123 円	246 円	369 円	
43-1	生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	1月につき	100 単位	102 円	205 円	308 円	
43-2	生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	1月につき	10 単位	10 円	20 円	30 円	
44	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	（基本料金+各種加算）×140/1,000					

- ※「1 身体拘束廃止未実施減算」は、身体拘束廃止のため、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、その結果を介護職員等に周知徹底を図り、身体的拘束等の適正化のため指針を整備し、介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行い、これらの取組を行っていない場合に算定いたします。なお身体拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- ※「2 高齢者虐待防止措置未実施減算」は、虐待発生又はその再発を防止するため、①虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に行い、その結果について、従業者等に周知徹底を図ること、②虐待防止のための指針を整備すること、③従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に行い、④①から③までを適切に実施するための担当者を置くこと、これらの措置が講じられていない場合に算定いたします。
- ※「3 業務継続計画未実施減算」は、①感染症や非常災害発生時におけるそれぞれの業務継続計画を策定すること、②業務継続計画書に従い必要な措置を講ずること、これらの措置が講じられていない場合に算定いたします。
- ※「4-1 外泊加算①」は、入院又は自宅等に外泊した期間のうち、1月に6日を限度として算定いたします。
- ※「4-2 外泊加算②」は、居宅に外泊している期間に、介護老人福祉施設により提供される在宅サービスを利用した場合、1月に6日を限度として算定いたします。

- ※ 「5 初期加算」は、入所した日から30日を限度として算定いたします。また30日を超える病院または診療所への入院の後、退院して再入所した場合も同様とします。
- ※ 「6-1 個別機能訓練加算（Ⅰ）」は、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の方が共同して、入所者ごとに個別機能訓練計画書を作成し、当該計画書に基づく、計画的に機能訓練を行った場合に算定いたします。
- ※ 「6-2 個別機能訓練加算（Ⅱ）」は、個別別機能訓練加算（Ⅰ）を算定し、かつ、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当てって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合に算定いたします。
- ※ 「6-3 個別機能訓練加算（Ⅲ）」は、個別別機能訓練加算（Ⅱ）を算定し、かつ、「口腔衛生管理加算（Ⅱ）及び栄養マネジメント強化加算を算定し、リハビリテーション実施計画等の内容について、リハビリテーション・機能訓練・口腔、栄養の情報を関係職種の間で一体的に共有し、必要に応じてそれらの情報を厚生労働省に提出し、活用し、更に個別機能訓練計画書について必要な見直しを行い、見直した内容について関係職種に対し共有している場合に算定いたします。
- ※ 「7-1 生活機能向上連携加算（Ⅰ）」は、外部の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師の助言に基づき、機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を3ヶ月ごとに1回以上行い、その内容を利用者又はその家族に対し説明をし、必要に応じて機能訓練内容の見直し等を行い、心身の状況に応じた機能訓練を行っている場合に算定いたします。
- ※ 「7-2 生活機能向上連携加算（Ⅱ）」は、外部の理学療法士等が、施設を訪問し、施設の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を3ヶ月ごとに1回以上行い、その内容を利用者又はその家族に対し説明をし、必要に応じて機能訓練内容の見直し等を行い、心身の状況に応じた機能訓練を行っている場合に算定いたします。
- ※ 「8 療養食加算」は、医師の指示に基づき、療養食を提供した場合に、1日につき3回を限度として算定いたします。
- ※ 「9 退所前訪問相談援助加算」は、1月以上利用している入所者が退所し、自宅等で居宅サービスを利用する場合に、退所前に情報提供を行い、居宅系サービスの調整を行った場合に算定いたします。
- ※ 「10 退所後訪問相談援助加算」は、1月以上利用している入所者が退所し、自宅等で居宅サービスを利用する場合に、退所先を訪問し、入所者及び家族に対して相談援助を行った場合に算定いたします。
- ※ 「11 退所時相談援助加算」は、1月以上利用している入所者が退所し、自宅等で居宅サービスを利用する場合に相談援助を行い、かつ退所日から2週間以内に退所後住所地の市町村及び老人福祉センターに対して、必要な情報を提供した場合に算定いたします。
- ※ 「12 退所前連携加算」は、1月以上利用している入所者が退所し、自宅等で居宅サービスを利用する場合に、その利用者が退所後に利用予定又は利用希望の居宅介護支援事業所に対して、入所者の情報を提供し、かつサービス利用のための調整を行った場合に算定いたします。
- ※ 「13-1 看護体制加算（Ⅰ）イ」は、常勤看護師職員を1名以上配置している場合に算定いたします。
- ※ 「13-2 看護体制加算（Ⅱ）イ」は、看護職員を基準配置数以上加配している場合に算定いたします。
- ※ 「14 経口移行加算」は、経口摂取に移行するための栄養管理を実施した場合に算定いたします。
- ※ 「15-1 経口維持加算（Ⅰ）」は、摂食障害があり、経口摂取に移行するため、医師又は歯科医師、管理栄養士等の職種が共同して、栄養管理を行った場合に算定いたします。
- ※ 「15-2 経口維持加算（Ⅱ）」は、経口維持加算（Ⅰ）を算定し、経口摂取継続のため医師又は歯科医師、管理栄養士等の職種が会議等に参加し、共同して取り組んだ場合に算定いたします。
- ※ 「16-1・2・3・4 看取り介護加算（Ⅰ）」は、医師が終末期であると判断した入所者について、看取り介護を行った場合に算定いたします。算定金額は以下のとおりです。
 

死亡日以前31日以上45日以下	1日につき	74円（148円）[222円]《72単位》
死亡日以前4日以上30日以下	1日につき	148円（296円）[444円]《144単位》
死亡日の前日および前々日	1日につき	699円（1,397円）[2,095円]《680単位》
死亡日	1日につき	1,315円（2,629円）[3,944円]《1,280単位》
- ※ 「17-1・2・3・4 看取り介護加算（Ⅱ）」は、医師が終末期であると判断した入所者について、配置医師及び協力医療機関と施設間で、緊急時等の具体的取り決めがなされ、それに基づいて看取り介護を行った場合に算定いたします。算定金額は以下のとおりです。
 

死亡日以前31日以上45日以下	1日につき	74円（148円）[222円]《72単位》
-----------------	-------	-----------------------

死亡日以前4日以上30日以下 1日につき 148円(296円)[444円]《144単位》  
 死亡日の前日および前々日 1日につき 801円(1,602円)[2,403円]《780単位》  
 死亡日 1日につき 1,623円(3,246円)[4,862円]《1,580単位》

- ※ 「18 在宅復帰支援機能加算」は、在宅復帰支援を積極的に行い、一定割合以上の在宅復帰を実現した場合に算定いたします。
- ※ 「19 精神科医師定期的療養指導加算」は、認知症の診断がある方が、入所者のうち3分の1以上を占め、かつ精神科医師がつき2回以上定期的な療養指導が行われた場合に算定いたします。
- ※ 「20 日常生活継続支援加算(Ⅱ)」は、新規利用者のうち認知症高齢者、若しくは要介護4又は要介護5の方が一定割合以上入所し、かつ介護福祉士の資格を有した介護職員が一定数配置している場合に算定いたします。
- ※ 「21-1 口腔衛生管理加算(Ⅰ)」は、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対して月2回以上の口腔衛生管理を行った場合に算定いたします。
- ※ 「21-2 口腔衛生管理加算(Ⅱ)」は、口腔衛生管理加算(Ⅰ)を算定し、かつ入所者の口腔衛生等に係る計画内容等を厚生労働省に提出している場合に算定いたします。
- ※ 「22-1 夜勤職員配置加算(Ⅰ)イ」は、夜勤時間帯に夜勤を行う職員を加配して配置している場合に算定いたします。
- ※ 「23 若年性認知症利用者受入加算」は、若年性認知症を有する方を受け入れ、利用者ごとに介護等担当者を決めて対応させて頂いた場合に算定いたします。
- ※ 「24-1 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)」は、介護職員のうち介護福祉士の資格を有した者が70%以上おり、かつ勤続年数10年以上の者が25%以上いる場合に算定いたします。
- ※ 「24-2 サービス提供体制強化加算(Ⅱ)」は、介護職員のうち介護福祉士の資格を有した者が60%以上いる場合に算定いたします。
- ※ 「24-3 サービス提供体制強化加算(Ⅲ)」は、介護職員のうち介護福祉士の資格を有した者が50%以上いる場合か、もしくは介護職員と看護職員の合計人数のうち、常勤職員の割合が75%以上か、もしくは介護職員と看護職員の合計人数のうち、勤続年数7年以上の者が30%以上いる場合、いずれかに回答する場合に算定いたします。
- ※ 日常生活継続支援加算を算定している場合、「24-1 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)」「24-2 サービス提供体制強化加算(Ⅱ)」「24-3 サービス提供体制強化加算(Ⅲ)」のいずれも算定は致しません。
- ※ サービス提供体制強化加算を算定する場合は、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)若しくは(Ⅲ)のいずれか1つを算定いたします。
- ※ 「25 認知症行動・心理症状緊急対応加算」は、医師が認知症のため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した方を受け入れた場合に算定いたします。
- ※ 「26 退所時栄養情報連携加算」は、特別食を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者が、退所先の医療機関等に対し、管理栄養士が情報提供した場合に算定いたします。
- ※ 「27 再入所時栄養連携加算」は、医療機関等からの再入所の際、特別食が必要とされる方に対して算定いたします。
- ※ 「28 栄養マネジメント強化加算」は、管理栄養士が栄養ケア計画書を作成、実施した場合に算定いたします。
- ※ 「29-1 配置医師緊急対応加算(早朝又は夜間)」は、配置医師が早朝(午前6時から午前8時までの間)又は夜間の時間帯(午後6時から午後10時までの間)に緊急時に施設を訪問して、入所者に対して診療等の対応を行った場合に算定いたします。
- ※ 「29-2 配置医師緊急対応加算(深夜)」は、配置医師が深夜(午後10時から午前6時までの間)に緊急時に施設を訪問して、入所者に対して診療等の対応を行った場合に算定いたします。
- ※ 「29-3 配置医師緊急対応加算(通常の勤務時間外)」は、配置医師が早朝又は夜間、若しくは深夜以外の時間帯に緊急時に施設を訪問して、入所者に対して診療等の対応を行った場合に算定いたします。
- ※ 配置医師緊急対応加算(早朝又は夜間、深夜、通常の勤務時間外)は、看護体制加算Ⅱを算定していない場合は、算定いたしません。

- ※ 「30-1 協力医療機関連携加算（要件を満たしている場合）」は、入所者の現病歴等の情報共有を行う会議を、要件を満たしている協力医療機関と定期的に行っている場合に算定いたします。協力医療機関の要件は下記のとおりです。

**【協力医療機関の要件】**

- ①入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- ②高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- ③入所者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

- ※ 「30-2 協力医療機関連携加算（要件を満たしていない場合）」は、協力医療機関が上記「協力医療機関の要件」を満たしていない場合に算定いたします。
- ※ 「31-1 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）」は、施設内で感染症が発症した際、協力医療機関と連携し、適切な対応を行い、医療機関や医師会等が開催する研修に定期的に参加し、助言や指導を受けた際に算定いたします。
- ※ 「31-2 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）」は、診療報酬における感染症対策向上加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上、施設内で感染者が発生した場合の感染症拡大防止の実地指導を受けた際に算定いたします。
- ※ 「32 新興感染症等施設療養費」は、入所者が新興感染症に罹患した場合、相談対応や診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ罹患した入所者に対して、適切な感染対策を行った際に算定いたします。
- ※ 「33-1 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）」は、褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、3ヶ月に1回その評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理を行っている場合に算定いたします。
- ※ 「33-2 褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）」は、褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）の算定要件を行い、かつ褥瘡が発症していない場合に算定いたします。
- ※ 「34-1 排泄支援加算（Ⅰ）」は、排泄に介助が必要な入所者に対し、6ヶ月に1回その評価を行い、その評価結果を厚生労働省に提出し、職員が共同して排泄に関する計画書を3ヶ月に1回、その計画を見直している場合に算定いたします。
- ※ 「34-2 排泄支援加算（Ⅱ）」は、排泄支援加算（Ⅰ）の算定要件を行い、かつ施設利用時と比べて排尿又は排便の状態が、少なくとも一方が改善し、悪化がない場合に算定いたします。
- ※ 「34-3 排泄支援加算（Ⅲ）」排泄支援加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）の算定要件を行い、かつ施設利用時と比べて排尿又は排便の状態が、少なくとも一方が改善し、悪化がなく、おむつを使用しなくなった場合に算定いたします。
- ※ 「35 管理栄養未実施減算」は、既定の栄養士又は管理栄養士を配置せず、栄養管理を行っていない場合に算定いたします。
- ※ 「36 自立支援促進加算」は、医師が入所者の自立支援に係る医学的評価を施設入所時に行い、その後少なくとも3ヶ月に1回その評価を見直し、評価内容を厚生労働省に提出し、自立支援に係る計画を作成して、3ヶ月に1回計画を見直している場合に算定いたします。
- ※ 「37-1 科学的介護推進体制加算（Ⅰ）」は、入所者ごとのADL値や栄養状態、口腔機能、認知症等の情報を厚生労働省に提出し、必要に応じて施設サービス計画書を見直している場合に算定いたします。
- ※ 「37-2 科学的介護推進体制加算（Ⅱ）」は、入所者ごとのADL値や栄養状態、口腔機能、認知症等の情報を厚生労働省に提出し、必要に応じて施設サービス計画書を見直し、情報その他サービスを適切にかつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合に算定いたします。
- ※ 「38 安全対策体制加算」は、所定の研修を受講した安全対策の担当者が中心となって、施設内の安全対策を実施している場合に、入所初日に限り算定いたします。
- ※ 「39 安全管理体制未実施減算」は、安全対策体制加算の算定要件を満たしていない場合に算定いたします。
- ※ 「40-1 ADL維持加算（Ⅰ）」は、利用者の日常生活動作（ADL）を所定の指標を用いて、ADL利得が1以上3以下の場合に算定いたします。
- ※ 「40-2 ADL維持加算（Ⅱ）」は、利用者の日常生活動作（ADL）を所定の指標を用いて、ADL利得が3以上の場合に算定いたします。

- ※ 「41-1 認知症専門ケア加算（Ⅰ）」は、入所者のうち、認知症の症状がみられる割合が50%以上で、所定の研修を修了した職員を配置し、定期的に会議を開催している場合に算定いたします。
- ※ 「41-2 認知症専門ケア加算（Ⅱ）」は、入所者のうち、認知症の症状がみられる割合が50%以上で、認知症介護指導者養成研修等を修了した職員を配置し、定期的に会議を開催している場合に算定いたします。
- ※ 「42-1 認知症チームケア推進加算（Ⅰ）」は入所者のうち、認知症の症状がみられる割合が50%以上で、認知症介護リーダー研修等を修了した職員を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームを組み、チームケアを実践している場合に算定いたします。
- ※ 「42-2 認知症チームケア推進加算（Ⅱ）」は入所者のうち、認知症の症状がみられる割合が50%以上で、認知症介護指導者養成研修等を修了した職員を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームを組み、チームケアを実践している場合に算定いたします。
- ※ 認知症ケアチーム推進加算（Ⅰ）・（Ⅱ）は、認知症専門ケア加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定している場合は、算定いたしません。
- ※ 「43-1 生産性向上推進体制加算（Ⅰ）」は、入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に関する検討会議を定期的に開催し、以前より見守り機器等のテクノロジーを導入しており、1年に1回、業務改善に関するデータを提出している場合に算定いたします。
- ※ 「43-2 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）」は、入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に関する検討会議を定期的に開催し、新たに見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入して、1年に1回、業務改善に関するデータを提出している場合に算定いたします。
- ※ 「44 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）」は、基本料金と各種加算を合計した金額に140/1,000を掛けた金額で算定いたします。

■以下は、介護保険を適用しないその他の費用です。

(3) 食事の提供に要する費用

●基本料金

1日あたり	1日の食ごとの額	
1,700円	朝食	400円
	昼食	650円
	夕食	650円

- ア 入居者が保険者より介護（特定）保険負担限度額認定証の交付を受け施設に提示した場合には、提示した日の属する月の初日から、当該認定証に記載されている食費の負担限度額とします。
- イ 入退居時、医療機関への入退院、外来受診、外泊および外出時等における食費の負担額
  - i 次の場合には、1日あたりの額とします。但し、1日全ての食事を摂らない場合の負担は無いものとします。
    - ①事業者の支援による医療機関への外来受診があった日
    - ②医療機関への入院および退院の日
  - ii 次の場合には、実際に摂った食ごとの料金とします。但し、1日全ての食事を摂らない場合の負担は無いものとします。
    - ①入所および退所の日
    - ②予め届出された外出日
    - ③予め届出された外泊の出発および帰着の日
 なお、②および③における事前の届け出は、それぞれ予定日の前日16:00までとし、これを超えた届出の場合または届出がなかった場合は、1日あたりの額を負担していただきます。
- ウ 入居者の意向による食事を摂らない場合の取り扱い  
特別な場合を除いて、1日あたりの額とします。（1日全ての食事を摂らない場合を除く。）

アの介護保険（特定）負担限度額認定証の交付については、世帯の課税状況や利用者収入に応じた利用料の減額制度です。その手続きについてはご相談ください。

(4) 居住に要する費用

●基本料金 1日あたり 2,160円です。

ア 入居者が保険者より介護保険（特定）負担限度額認定証の交付を受け施設に提示した場合には、提示した日の属する月の初日から、当該認定証の記載されている居住費及び滞在費の負担限度額とします。

イ 医療機関への入院・退院・外来、外泊・外出時等における居住費の取り扱い利用契約が継続し入院・退院・外来、外泊・外出時等で居室を使用しない場合であっても、入居者が利用する居室を入居者のために確保している場合には、入居者は居住費を負担します。ただし、アのただし書きに該当する入居者は、(2)の9に定める外泊加算の対象期間に限り居住費及び滞在費の負担限度額を負担いただきます。

ウ その他

アの介護保険（特定）負担限度額認定証の交付については、世帯の課税状況や入居者収入に応じた利用料の減額制度です。その手続きについてはご相談ください。

(5) 入居者が選定する特別な居室の提供に関する費用の額

予め入居申込み時の入居者の選択により、また入居時、入居後のご相談により一般の居室に対して設備等の付加された居室（特別室）を選択した場合には、特別室料として1日につき300円を基本料金に加算します。特別室は、次の通りです。

①山（やま）ユニット 1階 106室

②風（かぜ）ユニット 2階 231室

(6) 入居者が選定する特別な食事に関する費用の額

予め入居者の選択により事業者が提供する食事に換えて外食、注文食等を利用した場合の料金は、直接に当該事業者へお支払いいただきます。事業者は、外食、注文食等に換えられた食ごとの料金を控除します。事前の届け出は、外食、注文食等の利用を予定する日の前日16:00までとします。これを超えた届出の場合または届出がなかった場合は、通常の提供通りの食ごとの料金を負担していただきます。

(7) その他自己負担となるもの

ア 生活支援費

●預貯金、小口現金の管理、年金等収入の管理、諸々費用の支払い等に係る預り金出納管理費

下記 i、ii の合算額

i 基本料金（預貯金で管理し、定期的収入支出の執行に係る費用）

1ヶ月あたり3,300円

\*月の中途の入所、退所の取り扱いは次のとおりとします。

・15日以前に入所の場合は3,300円、退所の場合は1,650円

・16日以降に入所の場合は1,650円、退所の場合は3,300円

ii 個別料金（ア以外で行事参加費など不定期な支出に係る経費で、支出の発生した日ごとに適用する単価）

・1日あたり180円

●協力病院以外で、遠方の医療機関への通院に要する費用

原則、通常の医療機関への支援地域を茂原市内とし、それ以外の医療機関への支援については、次の i および ii の合算額を負担いただきます。ただし、iiiの場合にあっては、i および ii は適用しないものとします。

i 施設から医療機関までの距離が10km以上15km未満の場合は、片道500円とします。

ii iの距離以後、5kmを増すごとに1回につき500円を加算します。ただし、2回の加算を上限とします。

iii 入居者が希望する協力病院以外の専門科等の医療機関への受診および入院等の支援であって、かつ入居者個別の支援であった場合、施設から医療機関までの片道等の区間距離にかかわらず、検査、診察等の補助等の付添い時間を合せて施設発着までの時間が4時間を超える支援であった場合は、1回につき3,000円とします。

iv iiiに示す支援が、その支援以後に定期的に必要であると判断された場合にあっては、その付添いを含めた以後の受診は、原則保証人等のご家族が行うものとします。ただし、施設は、保証人等のご家族の支援が円滑に実施されるように、入居者の心身状況等が適切に医師等へ伝達できるなど、密接な連携ができる体制を準備します。

イ その他 実費（購入事業者、医療機関へ直接お支払いいただきます。）

- 入居者の希望による理美容代
- 入居者の希望により身の回り品として日常生活に必要となるもの（歯ブラシなど）
- 入居者の希望による教養娯楽として必要となるもの（クラブ活動等・材料費等）
- 入居者の希望により個別に外部クリーニング店に対応する洗濯代
- 入居者の希望による嗜好品
- 医療費

ウ 記録等の複写物に関する費用

サービス提供に関する記録の複写物に関する実費額は、1複写につき10円です。

(8) 基本料金の軽減措置（⑦に定めるその他自己負担となるものは除く。）

社会福祉法人による利用料軽減制度がございます。住所地の市町村にご相談ください。

(9) 支払方法

入居者は、当月請求額を毎翌月20日に入居者名義の千葉銀行茂原支店の口座（口座がない場合には新規に開設していただきます。）より銀行振替にてお支払いいただきます。（金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります。）

## 7 退所の手続き

①入居者のご都合で退所される場合

退所を希望する日の30日前までに、契約を解約する旨の文書を提出してください。

②自動終了

以下の場合、双方文書による通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・入居者が他の介護保険施設に入所した場合
  - ・介護保険給付でサービスを受けていた入居者の要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援と認定された場合
- ・入居者が死亡した場合

③その他

- ・入居者が、サービス利用料金の支払いを遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず、指定日より15日間以内に支払わない場合は退所していただく場合がございます。
- ・入居者や保証人等が、当施設や当施設従業者に対して、施設サービスを継続し難いほどの背信行為を行った場合は、退所していただく場合がございます。この場合は、契約終了の15日間前までに通知いたします。
- ・入居者が病院等に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合または入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合、入居者と事業者双方が協議のうえ、契約を終了させていただきます。なおこの場合、退院後に再度入所を希望される場合は、お申し出ください。
- ・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖、縮小する場合、契約を終了し、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに通知いたします。

## 8 当施設について

(1) 運営の方針

「長く生き共に楽しむ園」を基本理念に、伝統と実績を携えて、サービスの提供に努めています。

(2) 施設利用に当たっての留意事項

①生活時間（起床・消灯（就寝）時間）

利用前の居宅における生活との連続性に配慮した支援を実施致しますが、他の利用者への配慮、設備管理へのご協力をお願いするべく、下記の通りを生活時間の目安としてご協力をお願い

い致します。なお、この時間を目安とした夜間、深夜および早朝のテレビ、ラジオ等の音響を  
具える機器の使用は、原則お断りいたします。

- ・起床時間のめやす 5:30以降
- ・消灯時間のめやす 21:00
- ・館内共有部等の照明・空調の省力化 20:00

## ②ご面会等におけるご家族様等の来園について

\*施設への来園は原則、事前に予約が必要です。感染症の拡大予防、来園者の分散化にご協  
力をお願いします。

\*感染症拡大防止、館内でのまん延予防のため、来園される方に心身の不調が認められる場  
合は、入館をお断りいたします。

\*施設入館時は、健康確認を行わせていただきます。記述式の質問への回答、測定器を使用  
した確認にご協力をお願いします。

## (面会)

\*原則、予約制となっています。電話等により、事前に入居者の健康状態や感染症対策など  
による入館制限の状況等についてお問い合わせください。

\*時間は、9:00から16:00までの間とします。施設からの要請や緊急時は、この限  
りではありません。なお、入居者の健康状態や感染症対策により、時間の指定を行う場合  
があります。ご希望の時間に添えない場合がありますので、予めご了承ください。

\*面会場所に限りがありますので、多人数様での面会はお断りしています。予めご了承くだ  
さい。感染症等罹患予防の点から、居室、ユニット内への入館はご遠慮ください。

\*入居者の当日の心身状況、体調の都合で面会をご遠慮いただく場合があるほか、個別定時  
に、必要な支援を実施する場合がありますので、時間帯や面会時間にご協力をお願いいた  
します。なお、面会途中に入居者の帰室または面会の終了をお願いする場合があります。

\*上記のほか、感染症対策や行政機関からの指導等により入館、面会について制限を行う場合  
があります。なお、インターネット回線を使用したオンライン通話（事業者が指定する通話  
アプリを使用します。）が利用できます。詳しくは、相談窓口までお問い合わせください。

## ③外出、外泊

外出、外泊をされる場合は事前に事務室に申し出を頂き、受付カウンターにて外出、外泊表  
の記入、届出をお願い致します。

## ④飲食物

飲食物をお持ちの際には、ご本人にお渡しになる前に従業員にお伝えください。（医師の指  
示により、控えさせていただく場合もあります。）原則、飲食物の管理は衛生管理および健康  
管理上、従業員において管理させていただきます。

## ⑤飲酒・喫煙

飲酒、喫煙ともに他の入居者に迷惑にならない範囲で可能ですが、服薬その他医師の指示、  
健康管理上不適切と判断される場合にはご遠慮いただく場合がございます。必ず、事前に申し  
出をお願いします。また、他の入居者の支援の都合により、その時間や量等は、医師指示の範  
囲であってもさらに事業者が制限させていただく場合があります。喫煙は、屋外の所定の場所  
でお願いします。ご希望の際は、受付までお申し出ください。「健康増進法の一部を改正する  
法律」等により、当施設は「第二種施設」に区分されます。当施設では、受動喫煙対策として  
居室、ロビー、各所ご面会場所を含む館内、また加熱式たばこ等その種別を問わず禁煙とさせ  
ていただきます。

## ⑥設備、器具の利用

居室の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反した利用により、破損等  
が生じた場合賠償して頂くことがあります。

## ⑦金銭貴重品の管理

高額の金銭や貴重品の持ち込みはご遠慮頂いております。紛失等が生じて責任は負いかね  
ます。通帳、印鑑の保管・管理については事務所にてご相談を承っております。また、施設内  
での金銭のやりとりはご遠慮ください。

### ⑧身の回り品の持ち込み

設置、保管できるスペースに限りがございますので最小限にお願い致します。家電製品の持ち込みは原則、テレビ、ラジオ等の映像情報機器、ひげそり等の整容機器、携帯電話等の通信機器のみとし、その他冷蔵庫や電気ポット、冷暖房器具等の電化製品の持ち込みはご遠慮下さい。なお、持ち込み可能とする機器についても、防災管理、健康管理上の点から入居者の管理、また通常の支援における事業者管理にて適切に行えないと判断される場合、ご遠慮いただく場合がございます。

### ⑨受診について

嘱託医来所時（週1回）希望者及び、健康管理上必要と思われる方の受診を実施しております。また体調等により協力病院への受診の介添えを致します。（協力病院以外の遠方の医療機関への通院、受診の場合には費用がかかる場合があります。）

### ⑩宗教活動について

他の入居者の迷惑となる活動や行為はご遠慮頂きます。

## 9 緊急時の対応方法

入居者の状態が急変した場合は、嘱託医、協力病院に連絡する等必要な処置を講ずるほか、保証人等のご家族の方に速やかに連絡いたします。また、サービス提供により事故が発生した場合は、これらの連絡のほか、市町村、関係機関への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際して採った処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、その賠償について必要な手続きを行います。

## 10 協力医療機関等

### ●協力医療機関

名称 医療法人社団 三愛会 君塚病院  
住所 千葉県茂原市高師2-8

### ●協力歯科医療機関

名称 医療法人社団 千歯会 大網歯科医院  
住所 千葉県大網白里市みやこ野2-2-1

## 11 守秘義務に関する対策

施設および従業者は、業務上知り得た入居者または保証人等、ご家族等の秘密を保守します。職員については、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、職員雇用契約の内容としています。

## 12 防災対策

- \*防火管理者 講習受講者を配置しています。
- \*防災設備 鉄骨造（耐火造）の建物内に火災報知器、消防署への自動通知装置、スプリンクラー、消火栓、消火器を設置しています。カーテン寝具等は防災（難燃）性能のあるものを使用しています。
- \*防災訓練
  - ・避難誘導訓練等を年3回以上（うち1回は、法人内事業合同にて、長生郡市城市町村圏組合消防本部等の支援協力あり）実施します。
  - ・地震や台風など自然災害の発生を想定した訓練を実施します。
- \*その他
  - ・本体施設、法人事業施設との防災協力体制がございます。
  - ・感染症の罹患およびまん延予防、また館内における感染症罹患者の発生を想定した対応訓練を実施します。
  - ・災害による被災、また館内において感染症がまん延した場合を想定したサービス提供、事業の継続に関する訓練、研修を行います。

### 1.3 サービス内容に関する相談・苦情

①当施設が提供するサービスについての相談窓口（受付時間 8：30～17：15）

担 当		連絡先
生活相談員	市東 有紀	0475-20-2288
苦情解決施設責任者	和田 実佳	0475-20-2288

②事業者以外に、苦情解決第三者委員（事務所入り口に氏名、住所、電話番号を掲示してあります。）、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

#### 【各相談の窓口】

機 関 名		電話番号
千葉県	国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情相談窓口	043-254-7428
	千葉県運営適正化委員会（福祉サービス利用者サポートセンター）	043-246-0294
茂原市	高齢者支援課	0475-20-1572
	茂原市みなみ地域包括支援センター	0475-20-2626
	茂原市もばら地域包括支援センター	0475-22-3007
	茂原市ちゅうおう地域包括支援センター	0475-26-7525
	茂原市ほんのう地域包括支援センター	0475-36-2123

### 1.4 法人の概要

法人種別	社会福祉法人
法人名称	社会福祉法人 長生共楽園
代表者氏名	理事長 林 信 廉
所在地	千葉県茂原市下永吉2, 812番地
電話番号	0475-22-1888

定款の目的に定めた社会福祉事業および公益事業

- 1 養護老人ホーム長生共楽園の設置経営
- 2 特別養護老人ホーム長生共楽園の設置経営
- 3 老人短期入所事業（長生共楽園）
- 4 老人デイサービス事業（長生共楽園）
- 5 老人居宅介護等事業（長生共楽園）
- 6 老人介護支援センター（長生共楽園）の設置経営
- 7 居宅介護支援事業（長生共楽園）
- 8 地域包括支援センター（委託事業）
- 9 不動産貸付業

令和 年 月 日

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用にあたり、入居者に対して契約書並びに契約書別紙および本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者	所在地	千葉県茂原市下永吉2667番地5
	事業名	特別養護老人ホーム 第二長生共楽園ひめはる (地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)
	管理者	印
	説明者	印

令和 年 月 日

入居者並びに保証人等は、契約書並びに契約書別紙および本書面により、事業者から特別養護老人ホーム 第二長生共楽園ひめはる（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）の利用について重要事項の説明を受けました。

入居者

〒

〈住所〉

\_\_\_\_\_

〈氏名〉

\_\_\_\_\_ 印

(契約署名代理人)

〒

〈住所〉

\_\_\_\_\_

〈氏名〉

\_\_\_\_\_ 印

〈入居者との続柄〉

\_\_\_\_\_

保証人 等  
(身元引受人)

〒

〈 住 所 〉

\_\_\_\_\_

〈 氏 名 〉

\_\_\_\_\_ 印

〈入居者との続柄〉  
(連帯保証人)

\_\_\_\_\_

〒

身元引受人に同じ

〈 住 所 〉

\_\_\_\_\_

〈 氏 名 〉

\_\_\_\_\_ 印

〈入居者との続柄〉

\_\_\_\_\_